

監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 260 監査役等とのコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2020 年 8 月 20 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 10 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《Ⅴ 適用指針》	監査基準報告書 260 監査役等とのコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2020 年 8 月 20 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 10 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略) 《Ⅴ 適用指針》

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A26 項及び A27 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 15 項、A26 項、A27 項及び A48 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 5 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 日本公認会計士協会会則（2023 年 1 月 31 日変更） （修正箇所：A31 項） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）</u>	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A26 項及び A27 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 15 項、A26 項、A27 項及び A48 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 5 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 日本公認会計士協会会則（2023 年 1 月 31 日変更） （修正箇所：A31 項）
《付録 1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》（第 3 項参照） 本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。 この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。 ・ 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第34項(5) ・ 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」<u>第 25 項、第 32 項(3)、第 55 項(1)、第 59 項(3)①、第 F64-2,JP 項から第 66 項</u> ・ 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 14 項、第 19 項、第 22 項から第 24 項 ・ 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項 ・ 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項、第 12 項 ・ 監査基準報告書 505「確認」第 8 項 ・ 監査基準報告書 510「初年度監査の期首残高」第 6 項 ・ 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」第 37 項	《付録 1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書の要求事項の一覧》（第 3 項参照） 本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準報告書と他の監査基準報告書を記載している。 この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。 ・ 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第34項(5) ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」<u>第20項、第37項、第F39-2項から第41項</u> ・ 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 ・ 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項 ・ 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 ・ 監査基準報告書505「確認」第 8 項 ・ 監査基準報告書510「初年度監査の期首残高」第 6 項 ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」第37項

改正案	現 行
- 監査基準報告書 550「関連当事者」第 26 項 - 監査基準報告書 560「後発事象」第 6 項、第 9 項、第 12 項、第 13 項、第 16 項 - 監査基準報告書 570「継続企業」第 24 項 - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」第 57 項 - 監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」第 16 項 - 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第 16 項 - 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第 11 項、第 13 項、第 22 項、第 29 項 - 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第 11 項 - 監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第 17 項 - 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第 16 項から第 18 項 - 監査基準報告書 910「中間監査」第 30 項、第 32 項 《付録 2 会計実務の質的側面》（第16項(1)並びにA19項及びA20項参照） (省 略) 以 上	- 監査基準報告書550「関連当事者」第26項 - 監査基準報告書560「後発事象」第 6 項、第 9 項、第12項、第13項、第16項 - 監査基準報告書570「継続企業」第24項 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第57項 - 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」第16項 - 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 - 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22 項、第29項 - 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 - 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 - 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」第16項から第18項 - 監査基準報告書910「中間監査」第30項、第32項 《付録 2 会計実務の質的側面》（第16項(1)並びにA19項及びA20項参照） (省 略) 以 上

以 上